陸上施設

◎一部返還

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 一〇六八 | 千歳飛行場 | 北海道奥尻郡奥尻町 | 国有 | 建物：約三一〇平方メートル<br>平成二十四年六月十三日 |
| 二〇六二 | 仙台駐屯地 | 仙台市 | 国有 | 土地：約一〇、〇〇〇平方メートル<br>平成二十四年九月十八日 |
| 二〇六四 | 岩手岩手山中演習場 | 岩手県岩手郡滝沢村 | 国有 | 建物：約四〇平方メートル<br>平成二十四年九月五日 |
| 二〇六五 | 大和王城寺原大演習場 | 宮城県加美郡色麻町 | 国有 | 建物：約一四〇平方メートル<br>平成二十四年九月十八日 |
| 二〇六七 | 青森小谷演習場 | 青森市 | 国有 | 建物：約四二〇平方メートル<br>平成二十四年九月十八日 |
| 四一六六 | 伊丹駐屯地 | 川西市 | 国有 | 土地：約五、八〇〇平方メートル<br>平成二十四年九月二十日 |
| 四一六七 | 日本原中演習場 | 岡山県勝田郡奈義町 | 国有 | 土地：約二〇、〇〇〇平方メートル<br>平成二十四年十月四日 |
| 四一六七 | 日本原中演習場 | 岡山県勝田郡奈義町 | 国有 | 建物：約二三〇平方メートル<br>平成二十四年十月四日 |
| 五一二〇 | 日出生台・十文字原演習場 | 別府市 | 国有 | 建物：約二九〇平方メートル<br>平成二十四年九月十二日 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約八〇平方メートル<br>平成二十四年八月二十八日 |

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 二〇〇六 | 八戸貯油施設 | 三沢市 | 国有 | 土地：約三〇平方メートル<br>三沢市が汚水管及び水道管埋設用地として共同使用する。 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有<br>国有 | 土地：約二九、〇〇〇平方メートル<br>工作物：滑走路等<br>国土交通省大阪航空局が民間航空の用に供するため共同使用する。 |
| | | | 公有<br>国有 | 土地：約五八〇平方メートル<br>建物：約一四〇平方メートル<br>気象庁福岡管区気象台が民間航空の用に供するため共同使用する。 |
| 四一六六 | 伊丹駐屯地 | 川西市 | 国有 | 土地：約一、一二三、〇〇〇平方メートル |
| 五一一五 | 新田原飛行場 | 宮崎県児湯郡新富町 | 国有<br>国有<br>国有 | 土地：約三、三〇〇平方メートル<br>工作物：航空保安無線施設等<br>宿舎等として追加提供する。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 土地：約五、九〇〇平方メートル<br>訓練施設として追加提供する。<br>陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として、合衆国軍隊がこの場合において、合衆国軍隊の施設及び区域の関連ある条項が適用される。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約八〇平方メートル<br>陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約三〇平方メートル<br>事務室として追加提供する。<br>陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 二〇六七 | 青森小谷演習場 | 青森市 | 国有 | 建物：約三八〇平方メートル<br>訓練施設として追加提供する。<br>陸上自衛隊青森駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有 | 工作物：照明装置<br>連絡誘導路灯火として追加提供する。 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有 | 建物：約三、三〇〇平方メートル<br>工作物：航空保安無線施設等<br>宿舎等として追加提供する。 |
| 四一六六 | 伊丹駐屯地 | 川西市 | 国有 | 土地：約五、九〇〇平方メートル<br>訓練施設として追加提供する。<br>陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として、合衆国軍隊がこの場合において、合衆国軍隊の施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 五一一五 | 新田原飛行場 | 宮崎県児湯郡新富町 | 国有<br>国有<br>国有 | 土地：約三二、〇〇〇平方メートル<br>建物：約四、〇〇〇平方メートル<br>工作物：舗床<br>隊舎等として追加提供する。<br>航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約八〇平方メートル<br>陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約三〇平方メートル<br>事務室として追加提供する。<br>陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域として提供する。<br>この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
2　北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
3　北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
4　北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十四年十一月二十日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。